

第5章 目黒山形に描かれた世界

第1節 山論の経過と裁決

ここでは国の重要文化財に指定されている目黒山形関係資料を用いて17世紀におこった山論について確認していく。

(1) 境界争いの背景

明暦3年(1657)8月伊予吉田藩が成立する。森林が広がり用材がまかなえる目黒村は、分藩する吉田藩のために、飛び地の状態で吉田領とされたが、分藩後1年もたない明暦4年に境界をめぐる問題がすぐ顕在化した。これまで目黒村の奥の滑床山一帯は藩有林で、村境を意識されることはなかった。滑床山には村境もない藩直轄の山林があり、それを2藩が分ける必要ができたのである。滑床山から目黒に至る奥山は、ヒノキ、ツガ、モミ、ケヤキ、マツなど有用材がある場所であった。藩有林は材木を確保する山であるが、渡世の為に不用な雑木や枯れ枝、草を採取する入会権を村々に認めていた。

紛争の背景には、山林を二分しなければならない藩の事情、分けられた結果入会権が消滅するかもしれないという村の事情があった。

まず藩の事情である。吉田藩は陣屋町建設に対して多量の木材を必要とするが、目黒村に調達をさせる予定であった。分藩の半年前にあたる明暦3年2月、目黒村は10万8千枚の粉板(屋根材)を宇和島藩に納めた。この大量の粉板はこれから建設する吉田陣屋のためであったはずである。目黒村がこの公役に疲弊したことは想像されることである。目黒村は引き続き、陣屋建設の木材を受け持たなければならなかった。しかし、天守の建て替えを控えている宇和島藩は良材のある地域を渡すまいという態度に出た。両藩の板挟みとなった庄屋長左衛門は村を守るために必死とならざるを得なかったのである。

村の事情としては、立山(藩有林)への薪採取の入会権があった。現在の滑床万年荘の上あたりから稜線をたどり、地蔵峠(目黒トンネル上の旧道)に至る峰筋は松山となっていた。若山一帯と呼ばれる地域(以下若山と称す)である。若山の松山は立山(藩有林)であり、特に留山に指定し、生木の松の伐採は厳禁であった。しかし、村々の生活のために、くさり松(枯松)、下草、柴木は、目黒村や山向こうの村々の入り会いによる採取が認められていた。この権利は死活問題であった。

先立つこと4年前の承応3年(1654)、松丸、榎谷、次郎丸、次郎丸之中之川、岩熊、吉野各村は、必死の嘆願を以て若山への「明かし松」(灯火用)採取の権利復活を願ったことがあった。これは不正行為発覚により入山を禁じられたことによるものであるが、長く禁じては生活が成り立たないので、一時の懲罰で再び許可されたものと思われる。この若山入会権を再び失う訳にはいかなかった。榎谷村では、「目黒の衆が帰村中、日が暮れたら松明を差し出します、なければ松明代わりに床を剥がします」と平身低頭して入会権を確保していた。もし藩境が引かれ、入会が許されなくなるならば、これまで入会となっていた若山をできるだけ広く宇和島領として認めてもらわなければならなかった。

(2) 争いの経過と幕府裁許

1) 発端

この発端は、目黒村が吉田藩の御用のために伐採予定のスギであった。場所は小岩谷(現在の滑床万年荘向かいの屋根)あたりで、一帯を「立野桐山」とも呼ばれ、万年荘側には有用な桐の自然林もあった。おそらく数少ないスギが栽植されていたのであろう。宇和島御町仙衆がその伐採を始めたのである。問いただすと宇和島藩御山奉行に場所を指定されたのだと言う。目黒村は吉田藩に納めるスギを失ってしまった。直ちに伐採を止めさせ、吉田藩役人に対応を訴えたのである。その一方、先の庄屋であり、現在は次郎丸村庄屋(宇和島藩)に転勤した実兄の兵左衛門に問い合わせた。この時、二人の父でもある初代庄屋方元は存命であり、目黒に居住して、3代庄屋長左衛門を後見していた。方元は毛利の姓を持ち、富田氏の宇和島藩時代に、庄屋を命ぜられ目黒に来たものであった。

ところが兵左衛門は代官も兼ねており、近在の村々（宇和島藩領）の目黒への入会権を引き続き確保せねばならない立場になっていた。父方元は、「おまえは次郎丸の庄屋となってしまったから、そのように言うが、もし遠くの庄屋になっていたのであれば、目黒を大事に思ってそのようなことは言わないはずだ」と親子の情に訴えるのであるが、兵左衛門は「我らが親子の情で和解しても、村々は納得してくれません」と答えた。

吉田藩の過酷な材木割り当てに困惑した長左衛門が、主張に矛盾を伴う要求をして、広い村域を確保しようとしたことに対して、兵左衛門は、入会権を失うかもしれない村々の立場を代表して、争いが始まった。騒動の始まり頃の兵左衛門の主張には無理のないものが感じられるが、騒動が進展するにつれて、両人の言動の背後には両藩の意向が反映されていく。

2) 争点1 若山

若山の立山（藩有林）は、目黒村にその管理を預けられていた。この山は留山であって、松の生長を図っていた。一方では村々に近いところから、枯松、柴木、下草の採取は入会で認められていた。監視のために目黒村は毎日4人の百姓に巡回させていた。兵左衛門が目黒村庄屋であった頃、生木伐採の違反者を取り押さえ、柄鎌やまさかりを一時没収したこともあった。兵左衛門は4枚（3と記す文書もあり）の制札を山中に立てた。

長左衛門は、「預かるとは目黒村分と藩より認知されたものであり、立て札は村境界を示すものであろう」と兄兵左衛門に確認を求めた。それに対して、預かったことは認めた上で、「預かるとは単に預け置かれただけであり、自分の頃は次郎丸村と共同で預かった場所もある。制札は村の境界を示したものでなく、入山者への戒めを記載したものである」と答えた。

次郎丸村が目黒村と共同で預かった山は、次郎丸村の者が山で失火をしたことによって、預かりを解かれていた。今度は自分が逆の次郎丸庄屋となった以上、この預かりであった事実を主張して、村境は引かれていなかったと主張したのである。

藩有山の預かりというのは田畑のように所有権が明確なものでなく、いつでも引き上げることのできるものであった。預かりは、山の管理をしなければならず、利害半ばするものでもあった。しかし、若山を目黒村を預かっていたことは事実であり、分藩によって目黒村のものとなるはずであると長左衛門は主張した。

3) 争点2 立野桐山

ついで問題となったのは、目黒村への預かりの事実が曖昧な「立野桐山（スギのある場所）」であった。ここは、ことの発端となったスギが伐られた場所であり、目黒村がこれまで材木御用を勤めてきた山である。

兵左衛門は、「父、方元の時代も私の代も目黒村に預けるという話はあったが、お断りして、宇和島仙衆の預かりと決まった。長左衛門が伐採を止めたのは落ち度である」と長左衛門を非難した。

兵左衛門に同調して、奈良村庄屋が、「宇和島藩奈良村の者がおうぢがなる（現水際のロッジから万年荘に至る平地）で粉引きをして、目黒衆にまさかりを取り上げられた事件があった。その際御役人様へ申し上げて、まさかりを取り返していただいた。その後は、粉引きをしても目黒衆にとがめられることはなくなった」と述べた。こうして立野桐山については目黒村の預かりがなかったという形勢となってきた。

長左衛門は、藤ヶ生に田の跡があるので、父の方元や伊達家がこの地に入る前は目黒村内であって、兵左衛門が転勤の際に持ち去った古証書類にその証拠となるものがあるのではと考えた。

4) 争点3 鷹山

両藩の争いの3つめの場所として、青木勘左衛門殿御鷹山（現在の三本杭周辺）があった。ここは土佐との国境も含まれている。長左衛門はこの場所について「16年も目黒村を担当していたのだから、自分の村の境界をどのようにとらえていたのか」と問い詰めると、「土佐との境（大宮境）は、証文があったと伝えられるが100年よりも前に失われたと伝わっている。土佐国黒尊との境の峰々は、国絵図作製の時に、かぐいの森までは自村であるとして宇和島藩のお役人をご案内し、これから先の境界（予土国境線）は定まっておりますと申し上げた。総じて境は定まっていなかつ

たのである。したがって、かぐいの森のまだ先にある青木勘左衛門御鷹山は境界が曖昧な場所である」と兵左衛門は答えた。

この兵左衛門の言い分は正しいようである。この騒動の最中に、土佐側奥屋内の篠田新之丞（庄屋）より長左衛門宛に懇切丁寧な書状が届いた。訴訟の労苦を慰めた上で、「黒尊山において国境を越境して伐採が行われた。国境についてよくご存じの法眼老（方元）と長左衛門が出入り（訴訟）のため、江戸へお下りになっているので、留守の間に、新三万石領のお役人様方が国境をよくご存じないまま伐採をしたのであろう。国境についてよくご説明していただきたい」という内容であった。

篠田新之丞が書状で指摘した黒尊山の「はなのとや」「大成山」は、宇和島藩と吉田藩が所有を巡って争っている山（現三本杭周辺）である。そこを土佐領であると指摘してくるについては、このあたりの国境が不明瞭であることを示している。実際に伐ったのは実は宇和島藩側である。それを指摘すると問題になるので、新三万石領の事情を知らないお役人様の仕業としているのであろう。

篠田新之丞がこのような書状を書く伏線がある。それは初代方元の時代、目黒の杣衆が集団で黒尊に越境して違法伐採をしたとする事件があった。この事件は、宇和島藩側から山家清兵衛家老が出て、話し合いの末解決をした。この事件により違反者側の方元は国境について十分わきまえているはずだというものである。

宇和島、吉田藩の藩境争いは結果的に、不明瞭であった伊予土佐国境も明確にすることになったのである。土佐側が指摘する場所は、現在の三本杭山と横の森あたりで地形が複雑で明瞭な線引きが難しいところである。予土国境はこのあたりであるという程度のものであったのであろう。この裁許のあと、土佐、宇和島、吉田の境は定まり、三国の境界を示す三本杭という地名ができたのである。

5) 争点4 榎谷村境

争点は以上述べた三箇所の他に、四番目として榎谷村境もあった。こちらは、峯を越して榎谷側まで目黒村が道を作っており、ここまでを目黒村と主張した。道を作りだした事情は、境界とは関係がない理由であると兵左衛門は反論した。

6) 山論の一時合意

これら四箇所の争点を総合して、目黒村全体の村域を長左衛門は次のように主張した。父方元から常々聞いた話として、「昔から目黒の領域は総峰切りとして、目黒を取り囲む山々をもって境界とし、ただし、滑床の最も奥は入会であった。榎谷村との境は目黒村が道を作っているところまでである」と主張した。この主張では現在の奥千量が境界となり、実質的に滑床溪谷全体が吉田藩領となるものである。

対して兵左衛門は「私は父から境界の話は聞いていない。それぞれの子に違う話をするはずはない。私がこのたびのことで、父方元によくよく問い詰めたところ、どこそこの木や石、峰、谷を境界とするというような具体的な話は口を濁した。長左衛門の言い分は嘘である」と反論した。

こうして藩の役人も交えた当事者の話し合いは、感情的な対立となり、解決の目途が立たないので一時的な棚上げが合意された。当面、係争地を入会山として、互いの同意を得た上で伐採するというものである。

7) 実力行使にエスカレート

万治4（1661）年（4月より寛文と改元）2月末、宇和島藩は下級役人を長として140人から150人の集団で藤ヶ生の伐採に出向いてきた。この藤ヶ生は、今まで目黒村が管理し、材木御用を務めてきた。御役人様の飯米も目黒村が負担をしてきた。目黒村の重要な山林であり、これでは吉田藩に命ぜられた材木が調えられなくなる。長左衛門は直ちに駆けつけて抗議したが、役人は庄屋長左衛門より身分が上である。「我らのご公儀（藩）より命ぜられて来ている。ここが三万石の領分であるとは知らない。我らが伐っているのはケヤキであって、その方々が御役を務める粉役の木（モミ、ツガ）でない」と門前払いした。長左衛門は村人を張り付かせて、何の木を何本持ち去ったかを記録させた。

吉田藩から宇和島藩に抗議をすると、「山論が落ち着くまでは入会と決めた山においても御用材は連絡なく自由に伐ってもよいと取り決めたはずである。また入会と決めた山において粉役伐採は見合わずと決めたので、目黒村はもうここ

で粉役のための伐採はできない」とつっぱねた。「そもそも藤ヶ生は、山論の対象となっている山でなく、目黒山の村域である」と抗弁したが取り合ってもらえなかった。最終的 300 人が出て材を宇和島側に運び去った。

ここにおいて、宇和島藩が、山論中につき入会という合意を盾に、実質的に森林を自領とする姿勢が明白になった。兵左衛門は、宇和島藩に遠慮する吉田藩役人に代わって前面にでなければならなくなった。

この仕返しに、翌寛文 2 年（1662）12 月、吉田藩は、立野桐山は自領である証拠があるとして、強行伐採に出た。兵左衛門は「先頃は証拠を出さないで、今になって証拠があるなどおかしい」と言ったが、長左衛門は「証拠とは、鬼ヶ城の名の由来である」と返答した。窮余の策として、目黒開祖の二人の内一人である大治が鬼ヶ城を根拠としてその麓のおんじがなる（おうじがなる）に住んだという伝説に目をつけたのである。ここでいう鬼ヶ城は現在の古鬼ヶ城山で、現在の万年荘の上で、当時は辰野桐山とも呼んだ。もう一人の伝説上の人物名元が住んだ藤ヶ生も目黒であると主張した。さらに、若山の山中に由来不明の石仏があるが、これは昔の人が後世の人のために、村境の証拠として建てたものに違いないと主張した。

名元とは村の長のことであるから、藤ヶ生は別村だったはずと兵左衛門は反論した。また、石仏は言い伝えが伝わっていない以上証拠ではないと反論した。この石仏は現在、建徳寺に下ろされている。観音の形をした自然石である。

立野桐山伐採に対抗して、宇和島藩は寛文 3 年（1662）8 月、今度は藤ヶ生の上の大成山へ人数 600 人から 700 人の大勢で出てことごとく伐採という手段に出た。長左衛門が派遣した山番の者たちを、数十人が棒を持って脅し、追いつ返した。この伐採が土佐領からの抗議に当たる。この時期宇和島藩は天守建て替えを始めとする城下の大普請の最中であつた。

双方の藩は避難の応酬を続けた。その後両藩は、入会地への入山を互いに禁じたり、通行も禁止したりして、特に吉田領内の村々は悲鳴をあげるようになってきた。

力で押されてきた吉田藩は、幕府をたよって裁定してもらうしかないと決意した。藩同士の訴訟はできないので、長左衛門と兵左衛門が争っているとという形にして、訴訟を起こさせることにした。宇和島藩は御勝手になされよと突き放した。

寛文 4 年（1664）、長左衛門と父方元は、はるばる江戸に出て出訴した。長左衛門は、庄屋になる前、江戸（宇和島藩邸か）で奉公していたので、道中の事情には明かかった。江戸にいる吉田藩役人が世話をした。

「双方のお殿様はご兄弟であられる故、吉田藩の御家老、御奉行衆は堪忍せよと申されますが、われわれ百姓は末代までここで生きていかなければならないのです」と訴えた。訴状が受理されると、直ちに帰郷し、絵図や文書を準備した。兵左衛門らも江戸に下り、対決となった。この審理では、双方の主張のいずれが正しいとも判断がつかなかった。そこで、新しい境界を幕府が定めるということになり、双方は帰郷し、幕府から命ぜられた山形と絵図を作製することになった。こうして完成したのが山形と裁許絵図である。双方とも譲らず山形はなかなか完成ができなかった。この時、土佐領篠田新之丞から再度手紙があり、土佐側も立ち会わせてほしいとして、土佐側の主張する境界線を書いてよこした。

8) 幕府の裁許

寛文 5 年（1665）に山形と絵図が完成し、江戸へと運ばれた。旅費が工面できず、乞食体で江戸までたどり着いたという。同年 10 月 12 日、江戸城内の評定所で裁定があつた。幕府からは、老中稲葉美濃守、同久世大和守、寺社奉行井上河内守（吉田藩主伊達宗純縁戚）、同加賀爪甲斐守、町奉行渡辺大隅守、勘定奉行岡田豊前守、同妻木彦左衛門が立ち会った。宇和島吉田両藩の者、長左衛門、兵左衛門が列座した。

双方言い分、不明瞭に付、この度新境を定めるとして次のような裁許が下つた。

南は、宇和島藩が言うところの皿山の峯、吉田藩が言うところでは初尾の森よりすゞみとやの尾根筋を通り、舟石へかかり、北は鬼ヶ城の峯をもって東西の境とする。それから、おおあかり、おんじがなる、烏帽子岩、地藏堂まで峯通りを南北の境とする。絵図に黒線を引いて双方に遣わすとした。

この絵図は裁許絵図といわれ、両藩が所持した 2 枚ともに現存している（図 5-1-1 参照）。皿山の峯、初尾の森とは、

現在の横ノ森である。三本杭から徒歩10分程度の峯で、ここが3つの国の境となった。三本杭の語源となった地である。現在、三本杭の山名は、争論当時は皿山（後に和泉ヶ森）と呼ばれた場所に移っている。

この時定まった境界は現在も宇和島市、松野町、高知県四万十市の境として使われている。舟石も今日同じ位置にある。次郎丸村との境は峯通りであった。烏帽子岩も現存している（図5-1-2・8-2-18参照）。

吉田藩が強引に伐った立野桐山は宇和島領へ、宇和島藩が強引に伐った大成山、藤ヶ生は吉田領へとバランスがはかられた。

この裁定を、宇和島藩は思うとおりとし、吉田藩は勝訴と互いに喜んでいる。つまり、双方の顔を立て、森林資源を公平に分け合った形となった。南北の境も、峯切りであり、第三者から見て妥当なところに落ち着いた。目黒村から榎谷村に通じる道は、目黒村がこれからも作るように命じられた。長左衛門は、榎谷村庄屋に、これからも作ることを誓い、榎谷村庄屋からは、道作りを妨げるようなことは一切しないと返書があった。なおこの道普請は、2021年現在も形を変えて続いており、年1回、目黒地区の住民が地蔵峠を越えて富岡地区の県道沿いの草刈りを行う。

こうして円満に解決が図られた。文化9年（1812）、もう一度山境争いが起こったが、これは話し合いで解決ができた。

この絵図、山形は嚴重に保管された。貞享5年（1688）、吉田藩では関係文書の整理と目録化を行い、山形と共に吉田陣屋の兵具蔵に収めた。享保、安永、天保年間に幕府より、絵図の提出が命ぜられ、確認が行われた。安永3年（1774）、折り目が朽ち損じてきた為、幕府に修復の方法を問い合わせ、指示を受けた。天保5年（1834）に、吉田藩では文書の確認を行い、目録を再整理し、朽ちてきた文書は複写した。天保11年（1840）に裁許絵図の再提出を命ぜられた際、読みにくくなった文字を両藩で再確認し、紙を貼り直したりしている。山形については、江戸時代を通じて修復などは行われていない。



図5-1-1 吉田藩所有裁許絵図
目黒ふるさと館所蔵。左端は宇和島城下。



図 5-1-2 吉田・宇和島・土佐藩境界図

第2節 目黒山形と野帳

(1) 測量帳に記録された景観表現の分析とその目的

目黒地域には寛文5年(1665)に作製された目黒山形が残されている。立体的な地形の造形をとまなう目黒山形に描かれた集落や植生などの表現は、17世紀中期における目黒地域の景観を詳らかに知る上で非常に重要な資料である。そして、この模型とともに保管されている建徳寺文書には、山形作製のために実施された測量のデータをまとめた測量帳が複数現存し、そこにもまた当時の景観を知るための情報が書き残されている。それら測量帳の記述を参照することによって、山形の描写の妥当性を裏付けるとともに、目黒山形には描かれていない当時の集落や山地の情報が得られるものと思われる。

(2) 分析の方法

建徳寺文書の測量帳を分析した先行研究によれば、測量は「針元」と呼ぶ特定の地点を基準とし、番号を付けた杭を順番に進みながら、現在の杭から次の杭に至るまでの方位・距離・勾配を書き記していき、所定の杭までの区間を測る方法が用いられている(木全1993)。その際、杭によっては周辺の地形条件や目印になる場所、周囲の土地利用や建物等の所在が記録されている。それらの情報は測量データの位置情報を補完したり、土地利用の現状を書きとどめたりする意図があったと思われる。このような方法で、山間部や集落を縦断するように情報を記録していき、方位・距離・勾配の情報については縮尺に基づいて地図化し、さらには木製の地形模型の作製に用いられたと考えられる。

上記の方法による測量は近世には「廻り検地」と呼ばれており、明治期に三角測量が地図作製に導入される以前には一般的な手法の一つであった。そして、この目黒山形作製のための測量は、測量帳が現存する廻り検地としては最も古い例とされている(鳴海2007)。なお、目黒山形は、距離は6尺5寸を1間(約196.95cm)として(松野町教育委員会編2000)、水平方向の縮尺は約5,909分の1で作製されたと推定されている(河村1993)。

建徳寺文書には、計38冊の測量帳が確認されているが、今回はこのうち主に目黒地域を測量した16冊を選び(表5-2-1)、それらに記された方位・距離をもとに杭同士をつなぐ測線を描いて、測量ルートを復原した(図5-2-1)。そして、測量ルート周辺の景観に関する表現を抽出して国土地理院「地理院地図」の画像上に記号化して表示し、その特徴を検討した。測量帳は、須田武男(1974)、松野町教育委員会(2005)において全文が翻刻されている。今回の分析では主に後者の翻刻を使用し、同書で判読困難とされている部分や誤読と思われる部分については前者の翻刻や原文書を確認し、必要に応じて訂正した。

測量ルートの復原と地図化に際して、各ルートには表5-2-1に掲げた各測量帳の目録番号を親番とし、ハイフンの後ろに杭の番号を5番ごとに表示した。1冊の測量帳に特定の杭から派生した支線など複数のルートが含まれている場合は、ルートの親番と杭番号の間に「ア、イ、ウ」「a、b、c」の要領で枝番を振った。

復原した測量ルートについては、現在その位置が判明する特定の地点や、他の測量ルートの杭との位置関係などをもとにして、地理院地図上のおよその場所に付置した。廻り検地による測量は、測量地点ごとに発生する方位や距離などの誤差が補正されずに積み重なるため、始点から進むにつれてズレが大きくなる性質がある。ある測量ルートから別のルートが派生している場合は、派生もとのルートのズレが加わり、実地と復原ルートとの乖離はより大きくなる。また、方位は磁石を用いて、360°を十二支に分けそれをさらに10分割した3°を最小角度にして測定されている。そのため当時の地磁気の偏角の影響を受けており、測量ルート全体が今日知られている真北とずれている。測量ルートの多くは、ルート全体を5°ほど東に傾けることにより、地理院地図の地形表現などとよく合致することが確認できた。そのため、以下の景観表現図では、図5-2-1で示した測量ルートそれぞれに東へ5°の傾きを加え、それにともなって位置を適宜補正している。

図5-2-2以下の景観表現図を見ると、測量ルートが不自然に山地を横切るなど、測量帳に記された勾配や特定地点と地図上の位置関係が明らかに矛盾した箇所が生じている。偏角に対する補正をほどこしたとしても、当時の技術的制約から、測量ルートには一定の誤差が生じていたことが確認できる。それでも、復原した測量ルートの屈曲が、谷底平野や山の峰筋の走向などの地形的特徴を概ね捉えており、景観表現が示すおよその位置をかなりの割合で特定することが可能である。また、山形に描かれた場所との対応も十分に比較することができる。

表 5-2-1 建徳寺文書に含まれる測量帳

目録 ID	測量野帳	年月日
54	皿山之峯針元ニ而大峯通打廻山高下法方角牒	辰ノ六月八日
55	さがり山境筋相改牒	辰ノ六月朔日
56	はなのとやより長尾畔筋相改帳	辰ノ六月廿日
57	地藏堂ヨリ影ノ平谷筋法方角改ル	辰ノ十月廿一日
58	目黒村ノ内くにぎ谷川筋相改帳	辰ノ十月廿一日
59	榎谷村之内龍ヶ森畔筋法方角相改牒	辰ノ十月廿三日
60	榎谷村之内久米路谷在所廻法方角相改ル	辰ノ十月廿七日
61	石仏江統申畔筋法方角改牒	辰ノ十月廿九日
62	等妙寺火道ノ畔筋法方角相改牒	辰ノ霜月六日
63	奈良村ノ内松のひら畔筋相改帳	辰ノ霜月十日
64	古等妙寺谷筋相改帳	辰ノ霜月六日
65	中ノ川村之内はなの畔筋相改帳	辰ノ霜月十一日
66	奈良村之内立石ノ畔筋相改帳	辰ノ霜月十一日
67	せんばか峠より桜おとしうね筋 付り右之畔尻相改牒	辰ノ霜月十三日
68	八本木ヨリ幕ノ森畔筋相改帳	辰ノ霜月十六日
69	大引路畔筋相改帳	辰ノ霜月十六日
70	大平寺ノ上より丸尾うね筋相改帳	辰ノ霜月十七日
71	権現ヶ森畔筋相改牒	辰ノ霜月廿日
72	榎谷村之内せと針元ニシテ山地廻り相改牒	辰ノ霜月廿日
73	成川口より中尾畔筋相改牒	辰ノ〇月〇二日
74	といしのうね筋相改牒	-
75	くにき谷ノ披谷筋相改牒	巳ノ三月八日
76	目黒村之内宮ノ森畔筋相改牒	巳ノ三月八日
77	目黒之内びしやこの森畔筋相改牒	巳ノ三月八日
78	目黒村之内赤ぬたのうね筋相改牒	巳ノ三月九日
79	目黒村之内若山口大松鹿垣ノ畔筋相改帳	巳ノ三月九日
80	鹿喰ヶ森畔筋相改牒	巳ノ三月十一日
81	十三ヶ尾嶺筋相改牒	巳ノ三月十一日
82	境谷口針元ニシテ目黒村在所廻り相改牒	巳ノ三月十七日
83	目黒村之内清源寺ノ隴筋相改牒	巳ノ三月廿日
84	目黒村之内花遊ノ嶺筋相改牒	巳ノ三月廿日
85	目黒村之内下菜畑隴筋相改帳	巳ノ三月廿七日
86	新境筋之牒	巳ノ三月廿七日
87	鹿喰隴筋ヨリ奥畑へ統申畔筋相改帳	巳ノ三月廿日
88	はつ尾のうね筋相改牒	巳ノ三月廿八日
89	大岩谷之隴筋相改牒	巳ノ卯月朔日
90	高とぶより嶋之岩迄相改牒	巳ノ四月二日
91	目黒村本川筋相改牒	巳ノ卯月二日

「目録 ID」は文化庁文化財部美術学芸課編（2007）『目黒山形関係資料目録』における通し番号。
 「年月日」は測量帳に記された最も新しい測量実施時期で、辰は寛文4年（1664）、巳は寛文5年（1665）。
 灰色は今回測量ルート復原の対象とした測量帳。

以下、目黒地域を便宜的に複数の区域を分けて、測量ルート周辺の景観表現の特徴、そして山形模型の表現との関連性を検討する。各区域の景観表現は、共通して以下のルールに基づき図示した。

- ・黄緑：植生に関する表現
- ・橙：土地利用に関する表現
- ・黒正方形：建物等に関する表現
- ・景観表現について、測量ルート上のある地点からの位置関係や横幅・面積の数値が示されている場合は、その距離・面積を地図画像の縮尺に換算して直線または長方形で示した。およその範囲のみ判明するものは、円形または楕円形で示した。

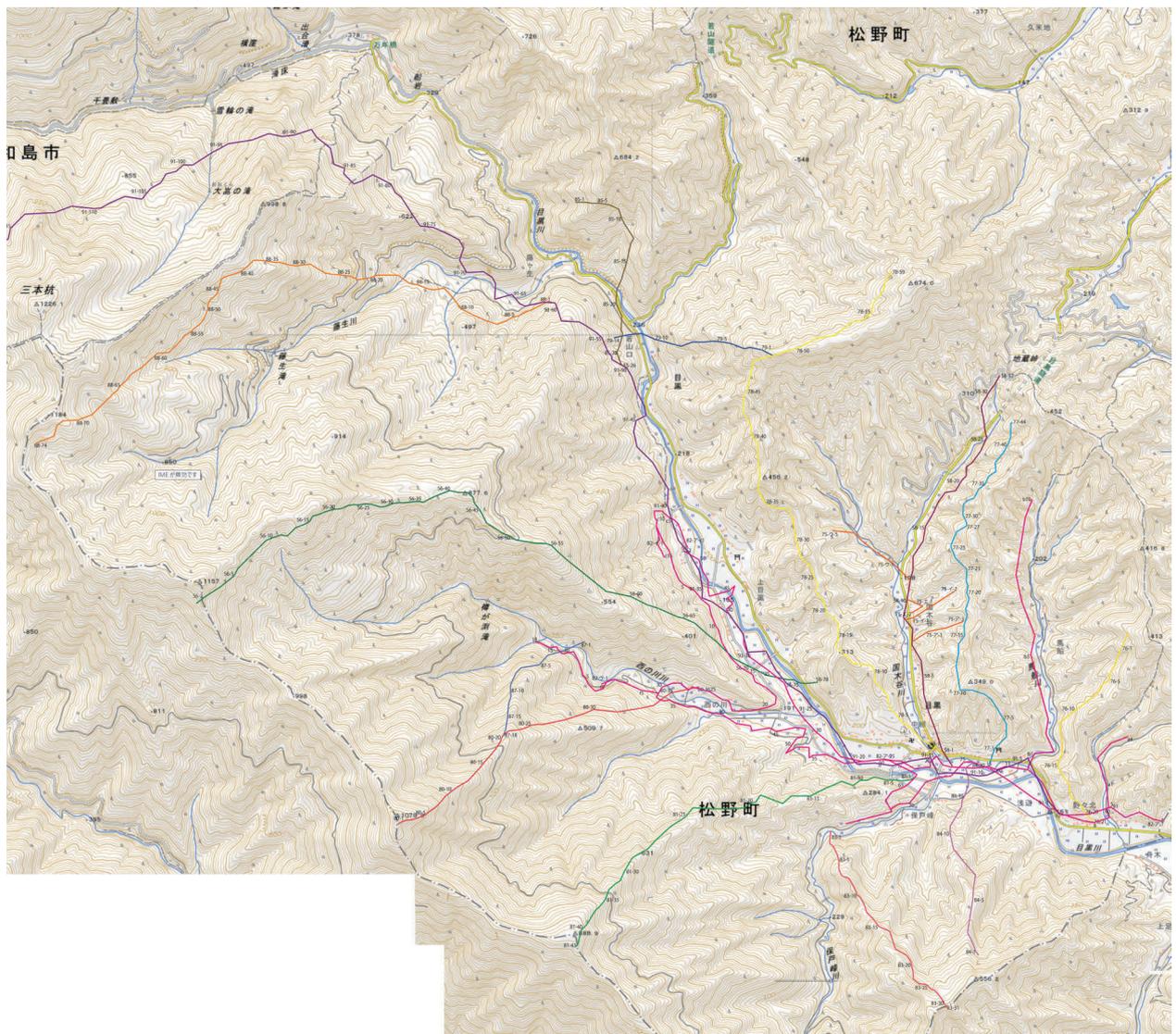


図5-2-1 復原した測量ルート（角度補正前）

国土地理院「地理院地図」(<https://maps.gsi.go.jp>)の画像の上に、復原した測量ルートを描画した。

(3) 測量帳の景観表現に見出せる区域ごとの特徴

1) A: 国木谷川筋周辺以東・目黒川左岸 (図 5-2-2)

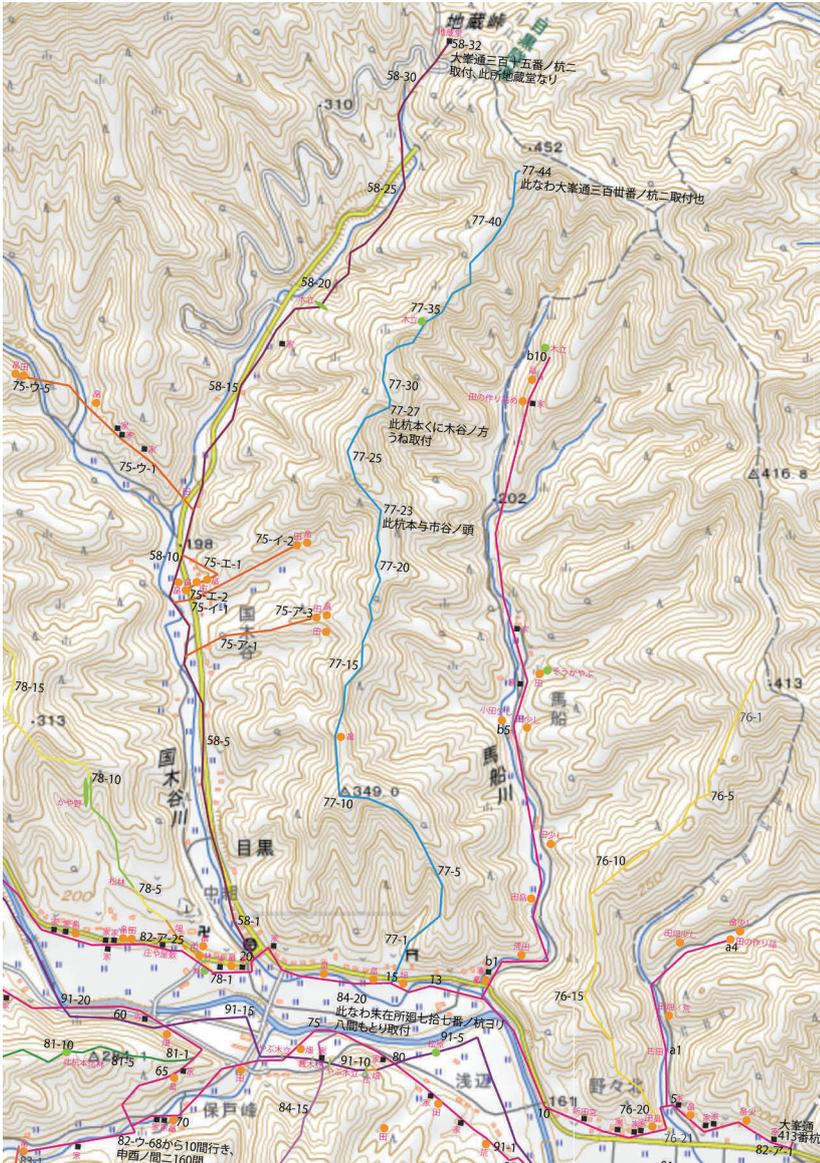


図 5-2-2 区域 A の景観表現 (国木谷川筋周辺以東・目黒川左岸)

国木谷川とその主な支流の測量ルート 58・75 の周辺では、比較的広い支谷に田が開かれ、その谷の奥では畑が営まれていたことがわかる。また、ルート 75-ウに当たる、国木谷川支流と本流の合流地点近くでは、3軒の家の存在が記録されている。目黒山形の同じ場所にもこれに対応する家屋が描かれている。

国木谷川右岸、現在の建徳寺が所在する丘陵地には、手前(南東)から奥(北西)に向かって畑、松林、茅野が広がっている。山形では、この付近には茶色の塗りで畑地を示す表現がまとまって存在し、隣接して松の木が密集する様子が描かれており、測量帳の記述に対応していることがわかる(図 5-2-3)。一方、茅野の存在は山形では特に表現されておらず、測量帳の記述からわかる植生の状況といえる。

ルート 82-アが示すように、目黒川左岸、そして現在郵便局がある谷口以降の国木谷川左岸の山地の麓には、現在と同様に家と畑が集中している。また、馬船川の谷筋は、上流付近まで田や家が存在している。目黒山形で「馬舟谷」と胡粉で記載された付近には3軒の家が描かれており、この谷筋の開発が当時進んでいたことがうかがえる。

野々北では、北に入り込む谷筋(ルート 82-ア-a)に「古田」や「荒」と表現される場所が存在する。この当時はやや荒れた状態だが、相対的に早い時期から耕地が開墾されていた可能性がある。目黒川左岸の平地において測量帳に記される複数の家と、山形の家表現はほぼ一致しており、現在宅地として利用されている一帯に、当時から家屋が集まっていたことがわかる。



図 5-2-3 現在の建徳寺が所在する丘陵地付近
画像上方向が概ね北。画像は松野町教育委員会撮影。

2) B：保戸峰川筋周辺以東・目黒川右岸 (図 5-2-4)

保戸峰川が流れる谷筋が北から東に屈曲する付近から発し、南東方向に予土国境へと向かう峰筋（ルート 83）沿いには、木立や松の存在が記されている。これと似たルートを描く赤色の道の表現が目黒山形に見出せるが（図 5-2-5）、両者を比べると、測量帳で「此杭本ヨリ右ノ平木立」と記された 83-9 に対応する箇所付近で、濃緑の点からなる樹林の表現が道の進行方向右（南）側に連続する。この道筋と北からの道との合流地点から少し進むと、今度は左（北）側に、濃緑の点が集まるやや小規模な樹林が見出せる。この一帯は「此杭本ヨリ左ノ方木立」との表現に対応する。この道筋をさらに進むと、山形では右手に松の木々がある程度まとまった範囲に描かれているが、これも 83-21・24 付近に松が存在するとの記述に対応するものと考えられる。

ルート 81 では、保戸峰川が目黒川に合流する手前、東に舌状に張り出した丘陵地の先端付近の 81-10 に「此杭本迄林」と記され、林が広がっていたことがうかがえる。ここでも山形の対応地点付近に、密集した濃緑の点による樹林の表現が見出せる。

なお、B の区域では、山形に描かれている家に対して、測量帳に記録された家の数が少ない傾向がある。ただ、山形に家が集まって描かれている場所に関しては、ルート 82- ア-c 沿いで確認できるように、複数の家の存在が記述されている。



図 5-2-5 山形模型におけるルート 83 付近の植生表現
画像上方向が概ね北。画像左から右下に向かう赤色の道がルート 83 に相当すると推定される。画像は松野町教育委員会撮影。



図 5-2-4 区域 B の景観表現（保戸峰川筋周辺以東・目黒川右岸）

4) D：西の川筋上流部周辺（図 5-2-7）

西の川川の上流部、川筋からルート 80 に向かって南西方向に尾根筋を上るルート 87 では、「此なわ半ヨリ西平木立」（87-7）、「此杭本ヨリ双方木立」（87-10）との記述があり、それぞれ、樹林が広がっている様子がうかがえる。目黒山形におけるルート 87 との対応箇所を見比べてみても、尾根筋が南西から南に屈曲する付近以降、緑色の塗りや松の木 of 描画に代わって、濃緑の点による樹林表現の広がり確認できる。

予土国境の山地の頂部「串が森」から尾根を伝って「へ」の字型に東へ進み、西の川川・目黒川合流地点付近に下りていくルート 56 では、56-20 に「ふじかおいうつげやぶ」と呼ばれる、藤生の集落との関連が想定される藪の存在が記述されている。これは、目黒山形では対応する植生表現が見出せない情報である。

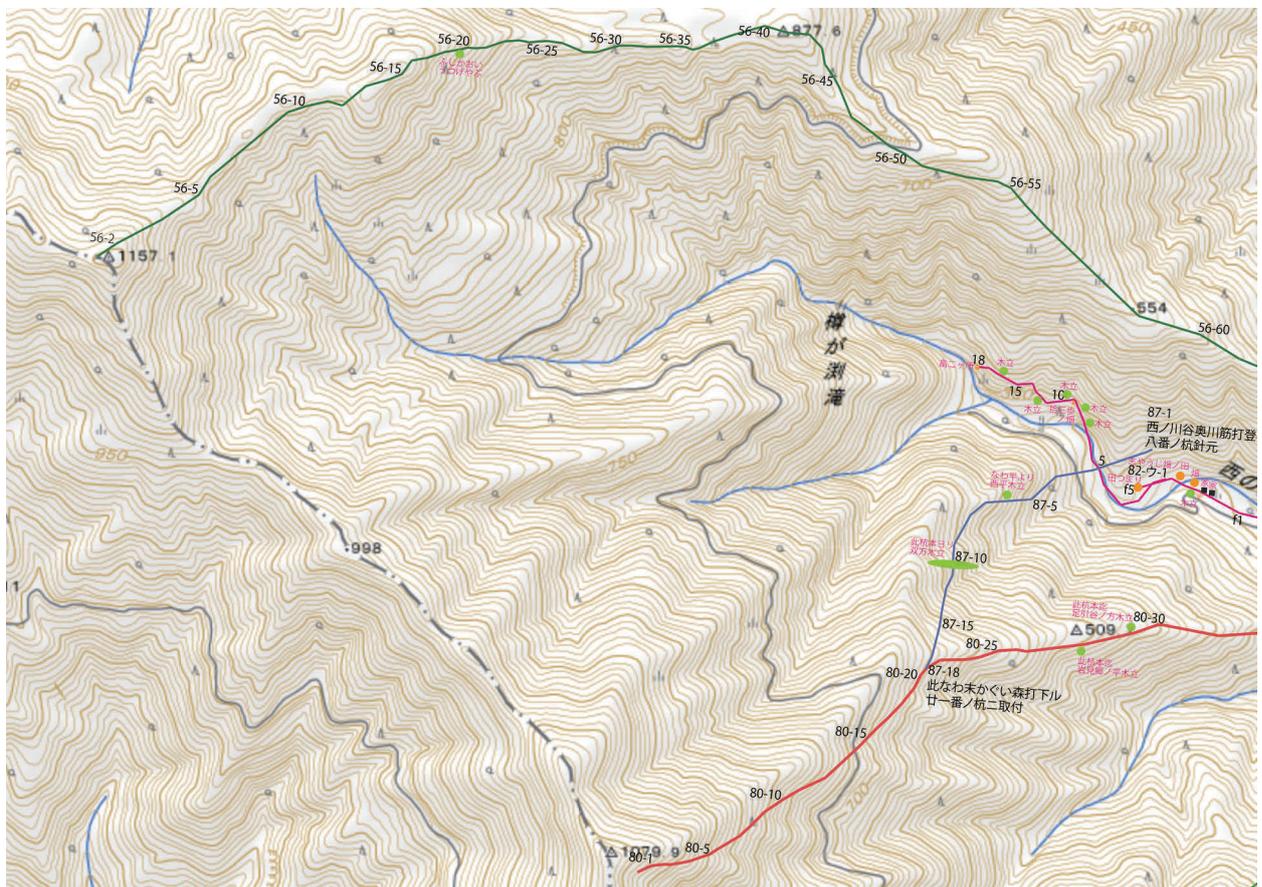


図 5-2-7 区域 D の景観表現（西ノ川川筋上流部周辺）

5) E : 若山口周辺 (図 5-2-8)

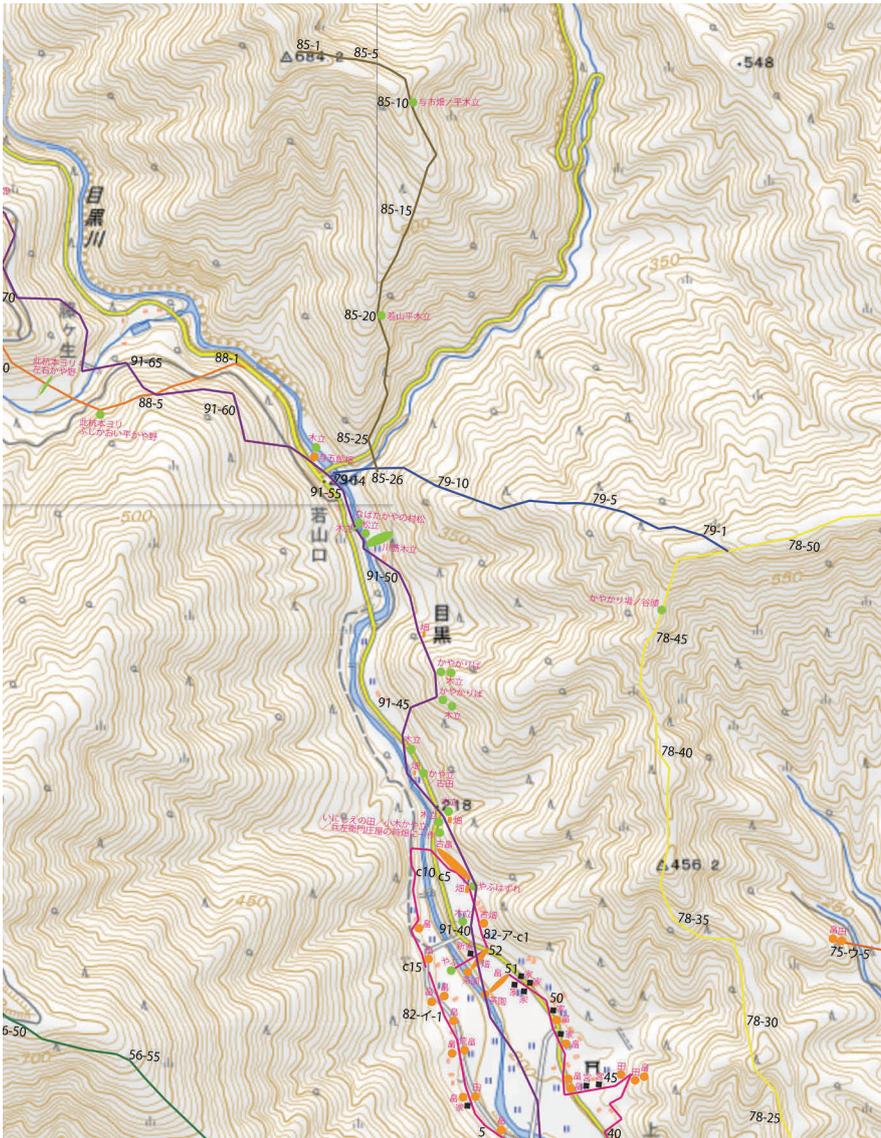


図 5-2-8 区域 E の景観表現 (若山口周辺)

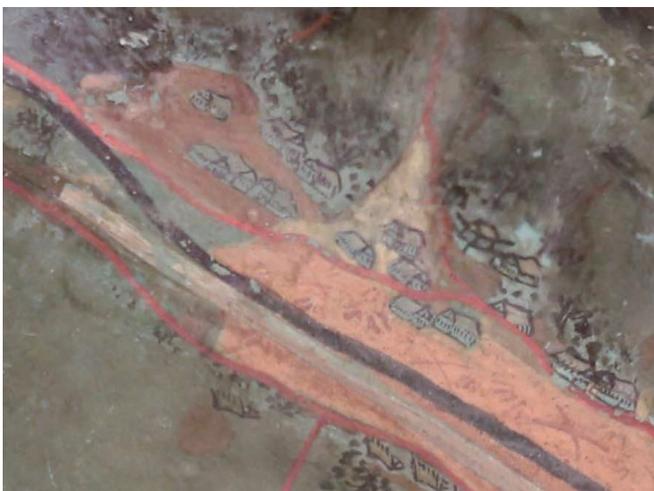


図 5-2-9 上目黒の集落付近
画像上方方向が概ね北。画像は松野町教育委員会撮影。

上目黒の集落付近 (82-ア-43 ~ 51、図 5-2-9) では建物や畑地が集中しており、特に「家」の記述が 6 か所見出される。これと対応する目黒山形の範囲を見比べると、家の表現が測量帳での記載数以上確認できる。また、82-ア-45・46の間には「宮」2 か所の存在が記述されている。測量ルートから推定すれば、これらの宮は北東方向に伸びた広い谷の北西の崖付近に所在することになる。ただし、山形を見ると、神社を示す建物表現が 1 か所、その谷の南東の崖付近に描かれている。

土地利用に関しては、目黒川左岸・右岸ともに畑地が卓越している。また、82-ア-51 付近で、集落から目黒川に向かって河岸付近に、茶園の存在が記録されている。山形では茶園の存在がわかる描画は特になく、測量帳からわかる土地利用の特徴的な例である。

目黒川を少し上流へさかのぼると、91-40 ~ 44 に木立や古田に関する記載があり、91-46 ~ 47 では「かやかりば」の表現が見出される。この箇所について、地図上の測量ルートの位置は不自然であるが、ルート 91-42 ~ 46 の屈曲の状況から、実際には少し北の、目黒川が南から西流する箇所の東にある谷が「かやかりば」の所在地と推定される。この谷から東に上った地点にある 78-46 には「かやかり場ノ谷頭」と記されており、この谷筋に茅を取る場所が広がっていたことが知られる。なお、茅を取る場所に関する表現は、「はつ尾のうね筋」を測量したルートの藤生川・目黒川の合流地点近く (88-7・88-9) にも見出せる。

6) F：藤生川筋・船岩周辺（図 5-2-10）

ルート 88 は、ルート 91 の 61 番杭から 8 間上った地点から始まる。前述したように、目黒川沿いを測ったルート 91 が南側にズレているため、ルート 88 もそれにともない山の中腹を通っているように図示しているが、実際にはそれより少し上の峰筋を測量したものと推定される。また、88-31 以降は現在の松野町と宇和島市の境界線にほぼ対応している。

88-59 には「此杭本槓尾ノ畔頭取付又鳥屋有」、88-66 には「此杭本すごミ鳥屋有」、88-71 には「此杭本ニ鷹小屋有」の記述がある。目黒山形では、このルートに相当する峰筋には 1 か所「鷹小屋」の表現が確認でき、おそらく 88-71 に対応するとみられる。測量帳の記述よりも山形のほうが鷹小屋の数が少ない理由は不明であるが、測量帳の景観表現は、杭の位置や測量区間を現地と対応させる目的で記録されることから、少なくとも測量時には、山形に表現されているより多くの鷹小屋が実際にあった可能性がある。

91-83 の「舟石」は、松野町と宇和島市の境界付近にある船岩のことであり、ルート 91 の測量区間を推定する指標となる。「舟石」は測量ルートの進行方向からみて杭の左側にあるとされており、少なくともこの付近の測量は目黒川左岸を進んでいったことがうかがえる。91-74 には「此なわ半伐越畠うねすそ取付」とあり、目黒川上流部はこの位置まで畑作が営まれていたことがわかる。「伐越畠」が切替畑を指すとすれば焼畑ということになる。

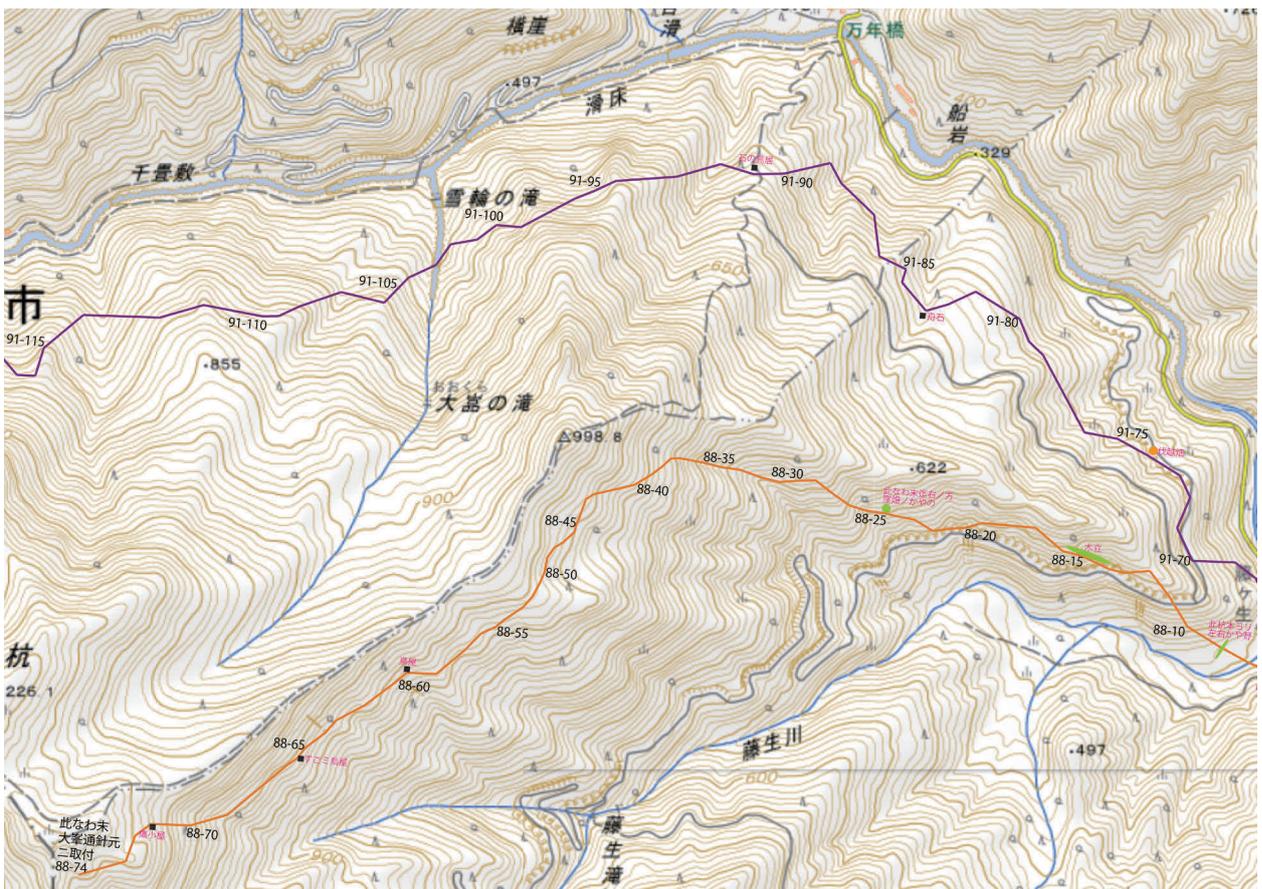


図 5-2-10 区域 F の景観表現（藤生川筋・船岩周辺）

(4) 小括

測量帳に記された測量ルートを復原して地理院地図上に配置し、測量帳にある景観表現を地図化した。そして、景観表現のおおまかな特徴と目黒山形の描画との対応関係を検討した。

測量帳の景観表現は、方位・距離・勾配のデータに基づく杭の位置関係を補正することを目的とするものと推定され、測量ルート沿いのものにしばって、特に必要な情報が記録されたと思われる。このため、測量帳に記された植生や建物などは目黒山形の描画と基本的に合致するものの、山形のほうが測量ルートの外を含めてより広範囲におよんで現地の状況が描かれ、建物の数量や特定の土地利用の箇所も若干増える傾向が見出された。それでも、測量帳の記述は目黒山形の表現を概ね裏付けるものであるという評価は変わらない。

これに加えて、測量帳では山形で明確に描画されていない藪地や茅を取る場所、茶園などの所在も記録されていた。そうした表現をも含んだ今回の景観表現図からは、当時の目黒地区における植生や資源利用の状況が、より実態に即して把握できよう。

参考文献

- 河村克典 1993 「境論にともなって作製された近世「地形模型」の三例」『地図』31-1。
- 木全敬蔵 1993 「愛媛県松野町に伝わる17世紀作成の地形模型について」『地図』31-1。
- 須田武男 1974 『建徳寺文書 宇和島吉田両藩の林業と目黒村山争いの顛末書』愛媛県森林組合連合会。
- 鳴海邦匡 2007 『近世日本の地図と測量一村と「廻り検地」』九州大学出版会。
- 松野町教育委員会編 2000 『目黒山形模型並びに関係資料調査報告書』松野町教育委員会。
- 松野町教育委員会編 2005 『目黒山形模型並びに関係資料調査報告書Ⅱ』松野町教育委員会。

第3節 目黒山形関係資料にみる目黒

(1) 目黒山形関係資料の概要

目黒山形関係資料は、江戸時代初めの寛文5年（1665）に製作された木彫りの地形模型及び敷絵図、裁許絵図並びに古文書類からなる。吉田藩領の目黒村と宇和島藩の次郎丸村が、明暦4年（1658）以来山の境界争いを続けていたが、地元では決着がつかず、ついに目黒村が寛文4年（1664）幕府に提訴した。この裁判の中で、幕府は山形と絵図の作製を両村に命じ、これにより製作されたのが目黒山形及び敷絵図である。

模型には地名などの書き入れの他、道や川、家などの詳しい情報が盛り込まれている。さらに、山形と組み合わせとなる敷絵図という巨大な絵図には、模型の山麓部の周辺に村々や道などが細かく書き込まれている。

この裁判は、寛文5年10月に裁許（判決）がだされ、裁許によって新しく設定された境界が示された裁許絵図（この裏に裁許状が書かれている）も発行された。

その後、山形をはじめ、敷絵図や裁許絵図を含む裁判資料、模型製作関係資料などが地域で保管され、今日に至っている。江戸時代初めの境界争いの中で製作された木彫りの地形模型は全国でこの模型を含めて4基伝わっているが、裁判関係資料や測量帳等の模型製作関係資料がセットで保存されている例は目黒山形関係資料だけである。これらの重要性が認められ、平成19年（2007）に国指定重要文化財になった。

(2) 模型の世界

山形模型には、植生まで描き分けてある（第3章第3節参照）。もとより樹種名までは書かれていないが、現在の植生や営林署の記録から推定することができる。過去の気候は現在より寒冷であり、昭和初期の滑床では積雪で毎年20日ほど炭焼きができなかったそうであるが、近年では積雪はまれになっている。昭和38年（1963）の豪雪では、山向こうの黒尊は長く積雪に閉ざされ、頑強な者がようやく村役場にたどり着き救援要請を行った。このような状況であるので、針葉樹林帯は現在より少し低い位置にあったと思われる。

図5-3-1は目黒の中心部である。人家裏手の林（シイ、カシ林）はドットで描かれている。松が独立して描かれているが、柴草山に点在する松である。庄屋裏山は広い畑で隣接して松林も見える。庄屋裏山はなだらかな丘で、近代では小学校や保育所が置かれた。現在は建徳寺境内となっている。道は赤で、川は藍色で描かれる。田は黄土色で所々に稲が描かれ、畑は茶色で谷間に多い。人家については、寺と庄屋宅が特別に描かれている。この写真には見えないが、お堂もかき分けられている。

図5-3-2は、目黒山形の植生の概要を示している。橙色の領域は松林、黄緑の領域はシイカシ林を示す。山の中腹以

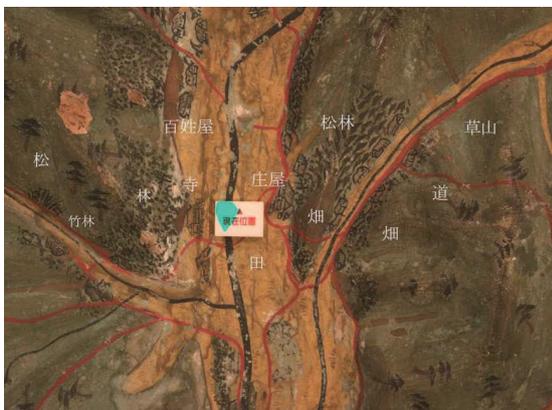


図 5-3-1 山形模型目黒中央部



図 5-3-2 植生概念図

上の青領域は森で、立山（藩有林）である。

植生は、大きく森林（立山）と松の点在する柴草山（所山、居林）に分けられる。柴草山は村有で、松以外の樹木を意図的に排除した山である。山裾の集落の背後に林が広がる場所（緑色領域）が見られる。これは土砂災害を防ぐ目的と薪炭利用の目的がある照葉樹林である。この樹林に、藩の指定する有用木が育った場合、伐採に許可が必要で、運上も納めた。このような村持ち山に藩から植林も勧められた。

照葉樹林伐採後に形成される二次林の松山も所々にあり、立山にされていた。松は、最も利用頻度の高い樹木で、荒地、痩せ地でもおう盛な繁殖力を示した。松材や松茸のために保護されたものである。柴草山に多数の独立した松があるが、これらはたいい峰に生えるものである。柴草山は、春焼きをするが、その際に焼かずに残すものである。山焼きは上から焼き下るので可能であった。また、焼いても松はすぐに生えてくるものであった。

この景観は、目黒山形作製の17世紀中葉から、柴草利用が終わり植林が始まる明治末期まで変わらぬものであった。同時に、この景観はそれまでに長い時を経て形成されたものであり、中世から続く景観であるとも言える。

（3）里（家屋敷・耕地）の土地利用

1) 家数

山形模型に描かれた戸数が正確であるかは断定ができない。そこで他の史料と比較してみると表5-3-1のようになる。山形は審理に採用したものであり、裁許絵図は境界を記入したものである。その正確度から言えば山形の方が上である。下札帳は、文化13年（1816）のものである。それによると百姓かど（家督）数は111である。潰れ屋が多数あり、90名を切る農民が、その分を分けて負担している。これは、隣の檜谷村も同様で山奥地方の困窮の進んだ結果である。吉田藩紙騒動（1793年）の願書では、浦方からの入り百姓を願っている。

明治11年（1898）に作成された畝順帳では117軒の記載がある。こうしてみると山形の105軒はほぼ正確な数字であろうと推定される。裁許絵図は、両藩で描かれた家数が異なるので参考に留めた。

畝順帳の117軒の内、現在も同じ名字で、同じ場所に家が存続しているのは38軒であり、家の多くが入れ替わっている。しかし、住居配置は現在も大きく変化はない。

目黒山形時の検地帳は現在伝わっておらず、また、寺の過去帳、位牌も存在しないことから、住民名は不明である。したがって、山形時から住んでいる家系はわからない。但し、戦国期の領主渡辺氏は、江戸期に組頭を勤めたので判明する。

2) 家屋の位置

目黒山形の時代に、すでに現在の田畑は開かれていることがわかる。また、あくまでおおよその位置しかわからないが、描写された家屋の位置は現在の位置と重なるものが多い。

目黒川下流左岸の野々北からさかのぼり、上目黒で折り返し、右岸を保土峰まで下ると図5-3-3のようになる。山裾に家が点在する散村である。山の上に家がないのが特徴で、これは、焼き畑を行う山村ではないことを示している。

現在の和霊神社下に県道が通ったため、番号15から10の間に現在は家が建ち並び、31～34の家は田のみとなり移動している。その他の家屋の描写位置は現在と一致している。

表5-3-1 各資料に見える目黒村戸数の変化（単位：戸）

資料	目黒山形	裁許絵図（吉田藩）	裁許絵図（宇和島藩）	下札帳	畝順帳
西暦（年）	1665	1665	1665	1816	1878
戸数	105	110	106	111	117



図 5-3-3 山形模型に描かれた家屋位置

国木谷

図 5-3-4 と図 5-3-5 は国木谷川上流部の山形と現在を比較したものである。目黒山形谷田A～Dは近年まで田として耕作されていた。山畑Aは特定がしにくいがいそれらしき跡を山林に確認できる。図 5-3-5 には現在の家屋を黄色丸で記入した。現家屋数は9軒で内3軒は空き家である。山形時は6軒で現在と軒数は変わらない。山形家屋 20 と 22 は現在の家と位置が重なるが、両家ともに近代以降に移ってきた家である。

谷田Cと家屋 20 の中間部の国木谷川は現在大きく湾曲している。これは山形時代以降の洪水による流路変更と思われる。



図 5-3-4 国木谷（目黒山形）



図 5-3-5 国木谷（現在）
白字：目黒山形家屋位置、黄色：現在の家屋

目黒地域中央部

図 5-3-6 と図 5-3-7 を比べると、目黒川右岸では大きな流路変更が見られる。点線が目黒山形時の流路である。山形の描写に従えば、現在の山裾でなく中央部を貫流していた。山形家屋番号 88 と 89 は現在は川の流路となっていると思われる。その後ろにあった畑は、現在も右岸に残っている。山形時に 83～89 の7軒があったが、現在は8軒となっている。現在の耕地がすでに開かれていたことがわかる。洪水はたびたび起こったようであるが、特に文化年間の大水害は、検地をやり直すことになったほどの災害を受けている。

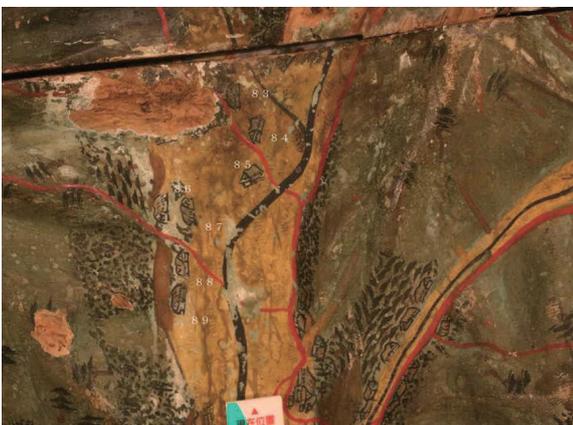


図 5-3-6 目黒地域中央部（目黒山形）

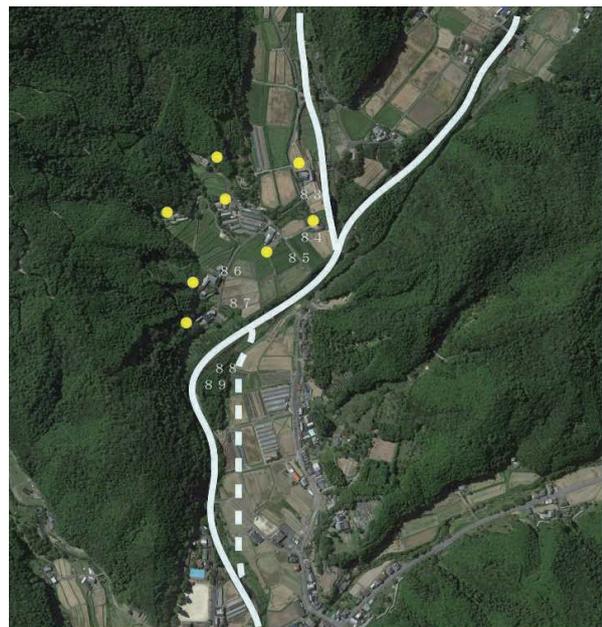


図 5-3-7 目黒地域中央部（現在）

野々北（野々下とも称される）

山形家屋番号1～9は、野々北地区である（図5-3-8）。現在、家は9軒から16軒まで増えている（図5-3-9）。目黒山形時の家の位置と現在がよく一致している地区である。山形家屋101は、比較的大きな家で、周りを畑に囲まれて、岡の上にある。この家は、戦国期の領主渡辺市正の住居跡で現在、供養墓が建てられている。国境を守る保土峰城でもあった。山形時では98～105まで6軒あったが現在は4軒である。現在の田は、すでに目黒山形時代に開かれていることがわかる。



図5-3-8 野々北（目黒山形）

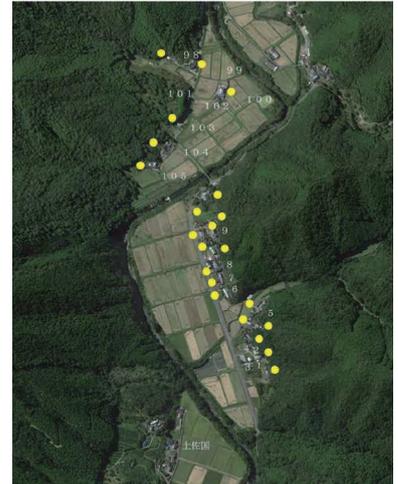


図5-3-9 野々北（現在）

参考①：中ノ川・芝（現鬼北町）

図5-3-9は、宇和島藩中ノ川村と芝村の一部である。山形家屋番号2の等妙寺は元応2年（1320）開基である。元はこれよりさらに山奥にあったが、天正18年（1590）に移転、再興してしており、目黒山形作製時には現在地にあった。等妙寺は後醍醐天皇の勅願寺であったとされ、この付近は、早くから開かれてきた土地である。

山形には、34軒の家が描かれている。現在は、50軒を超える家がある（図5-3-11）。神社32は、山形作製時と同じ位置に今もある。図5-3-10と図5-3-11を比較すると、現在の田畑はおおむね、山形作製時には開かれていたことがわかる。山形作製以後、4ヶ所に棚田状の田が開かれている（図5-3-11青点線枠）。また、新たにため池が1つ作られている。

山形家屋番号14～17、27、29～31の山裾に位置した家が現在はなくなっている。全体的に、山形時より家が点在しており、田畑が開発されて、発展した様子がうかがえる。これは分家が独立した結果と思われる。



図5-3-10 中ノ川・芝（目黒山形）

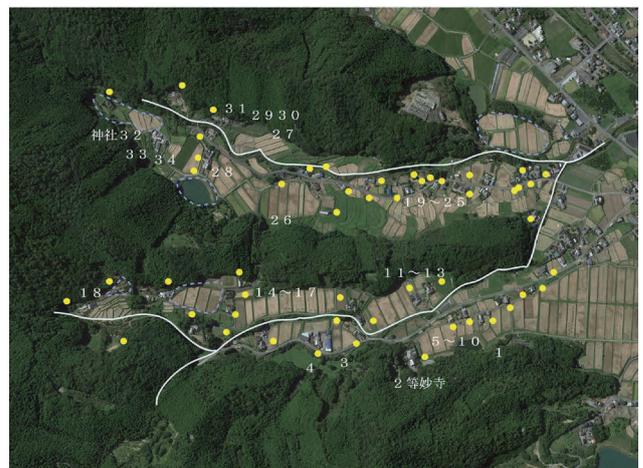


図5-3-11 中ノ川・芝（現在）

参考②：次郎丸（現松野町豊岡）

次郎丸村は、目黒村と山論で争った村である。地形的には目黒によく似て、河岸段丘上に田が開かれている。目黒山形には39軒描かれているが（図5-3-12）、現在は、60軒ほどある（図5-3-13）。正善寺は、山形作製時には、もっとも麓にあったように描かれている。山形作製時に現在と同じ程度田畑が開かれている。山形作製時以降、さらに3ヶ所に広い棚田（青点線枠）が作られたことが確認できる。ここも中ノ川・芝地区と同じく、山裾の家がなくなり、中央に出てきて、点在している。中ノ川・芝、次郎丸は、山形作製時以降、本家の周りに分家が増えて、次第に田畑が広がられている様子うかがえる。



図5-3-12 次郎丸（目黒山形）

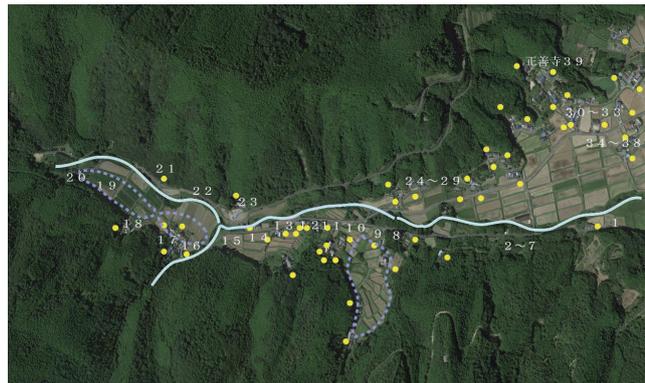


図5-3-13 次郎丸（現在）

参考③：久米地（現松野町富岡）

久米地は、松野町富岡の小字である。地蔵峠トンネルができる前は、滑床への近道とされ利用されたが、道が狭小のために、現在は自家用車が通過するのは稀になっている。そのため、過疎化が著しい。現在の田畑は、目黒山形作製時にすでにできあがっており、今もそのまま利用されている。家屋番号1～3、5、7、8は現在もその位置に家屋がある（図5-3-14・15）。山形時に11軒あったが、現在は9軒となっている。山形時の田畑、家屋敷がおおむね残る目黒地区と同じ傾向を示す。特に、山向こうの目黒の国木谷と似通っている。

目黒山形では、川は直線であるが、現在は蛇行している。これは洪水の結果と思われる。山形に剥落があるため不明であるが、川の蛇行付近では、山形時より開拓されて、田面積が増えているように推定される。目黒地域同様に、これ以上田畑を広げる余地がなく、ほぼ同じ戸数、同じ耕地面積で推移した地区である。



図5-3-14 久米地（目黒山形）



図5-3-15 久米地（現在）

第4節 目黒山形の時代と現在の景観

(1) 目黒山形関係資料の文化的景観理解における重要性

明暦4年(1658)から寛文5年(1665)の間に目黒村(吉田藩)と次郎丸村(宇和島藩)の間で起きた山論にかかる史料群であり、国の重要文化財に指定されている「目黒山形関係資料」は、現在の目黒地区の景観の基本的構成が江戸時代前期にすでに成立していたことを具体的に示してくる点で、文化的景観を理解する上で重要な資料となっている。

一連の山論は、目黒地域の奥山に位置する滑床山一帯にある森林資源を巡る争いがもとになったものであり、当地域にとって森林資源が大きな位置を占めていたことが理解できる。争論の過程を示した史料からは、留山としてマツの育成を図っていたことや、スギ・ヒノキの伐採や粉役としてモミ・ツガが伐られていたことなど、当時の奥山の様子をうかがうことができる。

こうした史料群に加えて、当時の景観を面的に把握できる資料が裁許結果を示した目黒山形及び裁許絵図である。これらは測量成果をもとに作製されたことがわかっている。今回、その測量成果を記した測量帳をもとに、その精度を検討したところ、3°角を最少単位とする測量具(小丸)利用である限界はあるものの、現地の測量ルートが判明するレベルの精度を有していることが判明し、その成果をもとにして作られた模型の確かさが改めて理解できた。さらに、測量帳にも当時の景観が書き留められており、裁許絵図や目黒山形と並び、目黒地域の歴史的景観を復原する資料として役立つものであることが分かった。

(2) 目黒山形が示す山地景観と現在

目黒山形は目黒地域を越えて広域が表現されているが、今回は主に目黒地域に焦点を絞って、その景観描写に関する具体的な検討を行った。すると、山地部分の多くは森林か柴草山かのいずれかの描写になっており、中腹以上の多くは森林、以下は柴草山となっていた。これは藩有林(立山)と村有林といった所有関係からなる山林利用の違いを反映したものであり、山形模型の製作が立山利用を巡る争論であったこともあり、こうした山地の植生の違いが意識的に描き分けられていることが確認できた。

藩有林は森林資源が豊富であった一方で、柴草山にはマツのみが点在するような表現となっており、疎林の草山となっていたことが分かる。そのほか、集落背後には薪炭利用の照葉樹林がみえ、これは土砂留の機能も期待されていたと思われる。

目黒山形の山地表現が中腹で大きく変わるのに対して、現在の目黒地域の山地は中腹で大きく景観が変わることはなく、その意味で山地景観は変化している。ただし、藩有林部分はその後、国有林となって営林署が管轄してきたため、現在はスギ、ヒノキを中心に管理された美林が形成されている。一方、中腹以下の村有林はその後、共有もしくは私有となり、ひきつづき生活に必要な山林資源の収集地として利用されてきたほか、近代には林業開発も行われた。ただし、現在は林業が衰退し、また山林資源の利用も大きく減少したため、柴草山ではなく放棄された山林地となっている部分が大部分である。

このように、土地所有の点でみると藩有林は国有林に、村有林は共有林もしくは私有林にといった対応関係が明確であり、森林管理もそれに依拠して異なっている点で、現在の景観形成は、目黒山形の時代から継承された要素を多く含んでいることになる。さらに言えば、現在の中腹以下の植生が不明瞭になっている点を今後の景観形成の課題として指摘することも可能だろう。

(3) 目黒山形の平地部の表現と現在

目黒川沿いの低地部は家屋、田畑、街道、河川の描写からなる。目黒山形で寺社を除く家屋描写は105箇所であり、

江戸時代後半の下札帳、明治期の畝順帳と大きな齟齬はない。測量ルートにあたっている家屋は基本的に測量帳に記載が見えることから、目黒山形の家屋描写は当時の景観におおよそ忠実であるとみてよい（ただし、部分的に測量帳と齟齬がある）。

そのうえで、目黒山形の家屋描写の地点を現在地に対応させる作業を行った。もちろん目黒山形のスケールや精度からして、完全に一致すると断言することは難しいが、それでも家屋描写のある地点には、現在もなお家屋が見られるという場所が多数見られた。目黒山形と現在とで違っているところも、たとえば近代以降の道路敷設による変化や近代以降の入村が明確な家など、理由の分かるものが多い。

このことは、家屋の立地場所もしくはその傾向が目黒山形模型の時代から大きく変化することなく現在まで続いていることを示す。また、目黒川近くの平地部は水田として利用され、家屋周辺には畑地が見える、という土地利用の状況も、目黒山形模型に描かれた景観と現在の景観とで大きな違いはない。なお、圃場整備のために水田の区画は改変されているが、後述のように目黒川から水を引く灌漑システムは維持されており、土地利用の仕方は継続されているとみてよい。

（4）測量帳に見える微細な景観

測量帳に記載された測量点には、測量数値のほかに周囲の景観情報が記載されていることがある。その情報と山形模型に表現された植生や建物に関する情報を照合すると、測量帳の記載事項は山形模型の描写と基本的に合致することが確認された。

平地部の測量ルートは基本的に山裾を結んでいるが、景観表現には「家」や「畠」が多く登場する。「家」の表現は山形模型と一致する部分が多く、山形模型の集落表現が基本的には当時の状況に基づいて描写されていることが裏付けられ、目黒地区の集落立地は350年以上、大きな変化なく続いていることが判明した。また、目黒地域はその周辺の地方と同様、屋敷周辺の畑地を「しゃえんじり」と呼ぶが、測量帳に記される山裾の「畠」はまさにしゃえんじりだったとみられる。前述の通り、しゃえんじりも山形に表現されているが、測量帳は山形が現地の状況を描写していると、より積極的に評価できる根拠となる。

一方、測量帳には藪地や茅場、茶園など、山形には明確には表現されていない土地利用の状況も記載されていた。藪地や茶園などが表現されないのは、山形に表現するには面積が小規模であったからかもしれず、また山形の製作理由に直接関係ないために省略されたとも考えられる。茅場は一定面積を占めていたと思われるが、やはり山形には表現されていない。草地として一括してとらえられたためであろう。このように、測量帳の記載内容は、山形では十分にわからない細部の土地利用について、位置データを伴って理解できる点で重要であることがわかった。

とくに、17世紀中ごろの段階で、目黒地域の川沿いに茶園があったことが明らかになったのは、当地の茶の飲用がこの頃には定着していたことを示す意味でも重要である。現在の目黒地域にも水田やしゃえんじりの脇や斜面地にちいさな茶園があり、地域住民は自家用の茶を作っている。商業用の茶生産が営まれる重要文化的景観「宇治の文化的景観」とは異なる、自家用茶の文化的景観をここに見出せる。

（5）目黒地域の垂直的な土地利用の変遷

目黒山形の時代、目黒地域の景観の垂直的な変化は次のようであった（図5-4-1）。最低部は目黒川（ないしその支流）である。目黒川は直線的な流路が特徴で直線的な谷を形成していた。そのため目黒川周辺には狭いながらも谷底平野が形成され、そこは主に水田として利用されていた。目黒川上流部から引かれた用水路からの水が主な灌漑施設であった。また、谷の両側にはあまり明瞭ではないが段丘が確認され、緩傾斜地となっている。そこにはしゃえんじり（畑地）と家屋が立地する。家屋の背後の山裾には薪炭材利用のための照葉樹林がわずかにあるが、集落から確認できる山地の多くは柴草山でそのなかにマツが点在する景観であった。柴草山一帯には茅場もあった。集落から確認できない奥山は一帯が藩有林で材木切り出しなどの森林資源利用がなされていた。

一方、現在の景観の垂直的な変化は以下の通りである（図5-4-2）。最低部は目黒川（ないしその支流）であり、谷底平野に水田が広がる点は同じである。ただし、近代以降に道路の新設や拡幅、また圃場整備が実施された結果、水田の単位や交通路の様子は変化している。緩傾斜地が家屋と畑地に利用されるのは現在も同じである。家屋の背後の山裾は樹園地や竹林となっており、それより上はスギ、ヒノキを中心とした植林、もしくは自然林となっているが、山地資源の利用はあまりなされていない。奥山部分は国有林となっており、営林署による計画的な管理が実施されているため、美林が維持されている。

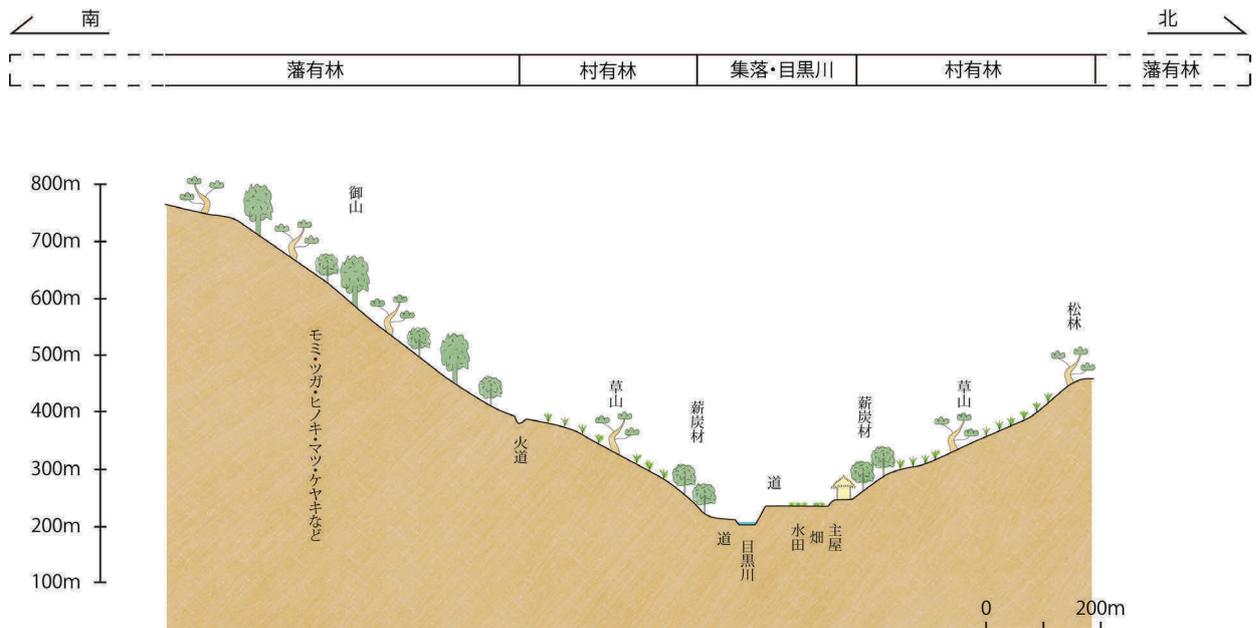


図5-4-1 17世紀の目黒地域の土地利用断面模式図

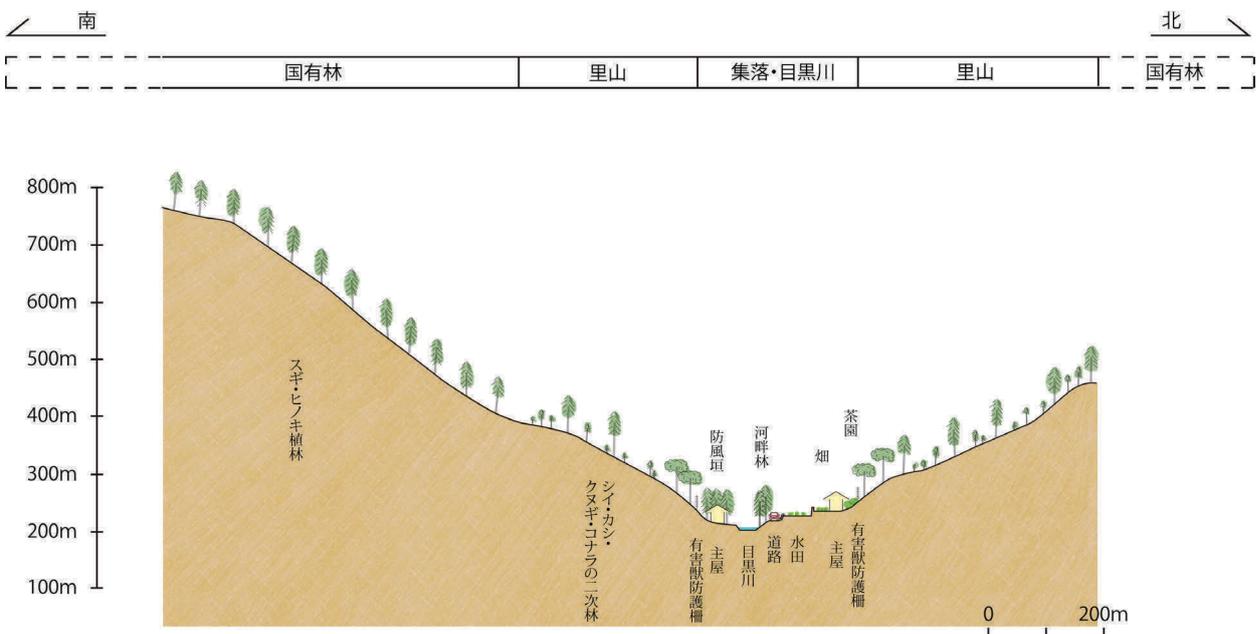


図5-4-2 現在の目黒地域の土地利用断面模式図

